

## 京都府新商品・サービス販売促進支援制度認定事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業分野開拓者」という。）の販路開拓を支援し、もって京都経済の活性化を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により新事業分野開拓者を認定する場合における事務処理に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3各項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）とは、商品の販売又は役務の提供を開始してから5年以内の商品又は役務（これから販売又は提供予定のものを含む。）をいう。

### (対象者)

第2条 認定の対象は、京都府内に主たる事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）に基づく知事の認定（以下「元気印認定」という。）を受けた研究開発等事業計画に基づいて新商品の生産等をする者

(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく知事の承認（以下「経営革新承認」という。）を受けた経営革新計画に基づいて新商品の生産等をする者

(3) 別表に掲げる者

### (申請)

第3条 新事業分野開拓者の認定を受けようとする者は、申請書（別記第1号様式）により知事に申請を行うものとする。

2 前項の申請書の提出部数は、正本1部及びその写し1部とする。

### (認定等)

第4条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、申請書の別紙実施計画が次の各号（以下「認定基準」という。）に適合するものであることを確認しなければならない。

(1) 当該新商品等が、既に企業化されている商品又は役務（以下「商品等」という。）とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであつても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 当該新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 当該新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。

2 知事は、前項の規定による実施計画の確認のため必要があると認めるときは、当

該実施計画に係る申請者に対し、当該実施計画に関し意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による実施計画の確認に当たり、外部有識者の意見を聴取することができる。ただし、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された実施計画を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が第1項各号のいずれにも適合していることについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による実施計画の確認の結果、当該実施計画が認定基準のすべてに適合していると認めるときは、申請者を新事業分野開拓者として認定し、申請者にその旨を通知するものとする。また、当該実施計画が認定基準に適合していると認められないときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 前条による認定の有効期間は、認定の日から起算して5年間とする。

(実施計画の変更)

第6条 第4条第4項の認定を受けた者(以下「認定新事業分野開拓者」という。)は、実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更認定申請書(別記第2号様式)を提出し、知事の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- 2 第4条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定の取消)

第7条 知事は、施行規則第12条の3第6項に規定する場合のほか、認定新事業分野開拓者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 当該認定に係る新商品等が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 中小企業者でなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

(報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、認定新事業分野開拓者に対し、当該実施計画に係る事業の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 認定新事業分野開拓者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事にその旨を届け出なければならない。

(認定後の処理等)

第9条 知事は、第4条第4項の認定を行ったときは、遅滞なくその旨を会計管理者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定新事業分野開拓者による新たな事業分野の開拓に資するため、自らが行う物品の買入又は役務の提供を受ける場合において、必要とする品質・性能、数量等の条件に適合するときは、予算の範囲内において当該新商品等の優先的な取扱い等に努めるとともに、当該新商品等に関する情報の提供、広報その他当該新商品等の売上げの拡大に寄与するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 認定後の具体的な随意契約等に関する手続については、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)による。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項第3号関連）

**【認定等関連】**

- ・ 元気印認定を受けた中小企業者等であって、新たな事業計画に基づく新商品の生産等をする者
- ・ 経営革新認定を受けた中小企業者等であって、新たな事業計画に基づく新商品の生産等をする者
- ・ 京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル認証制度に基づく知事の認証を受けた者であって、新商品の生産等をする者
- ・ 京都府中小企業技術大賞・優秀技術賞により顕彰された新商品の生産等をする者

**【補助金活用等関連】**

- ・ 京都府又は公益財団法人京都産業21が実施した補助事業の採択を受けて開発した新商品の生産等をする者

**【その他】**

- ・ 中小企業応援隊（各商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、公益財団法人京都産業21）が推薦する者であって、新商品の生産等をする者
- ・ その他知事が特に必要と認める者